

徳島県個人情報保護審査会答申第117号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年1月15日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成○年度に私が徳島県知事宛に提出した行政不服審査法（以下「行審法」という。）第31条1項の規定による口頭意見陳述書の経緯経過が分かる書類」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年1月29日、実施機関は、当該文書を取得しておらず、文書が存在しないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年2月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行審法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年5月24日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

「徳島県個人情報保護条例第20条第3項の規定により次のとおり請求を拒否すると決定した」が、県は、あるべき書類を公開制限するのはおかしい。

県の枉法行為を確認した為。また、証拠を提示するが、当該文書がないのはどういうことか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとお

りである。

本件請求により請求された文書は、審査請求人が平成○年度に実施機関に提出した口頭意見陳述書及び口頭意見陳述書の経緯が分かる書類と推測した。

実施機関は、審査請求人から口頭意見陳述書を受領していないため、本件処分を行った。なお、審査請求人は審査請求書に口頭意見陳述書を添付しているが、審査請求人が本件請求をした日までに実施機関に提出した口頭意見陳述書はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が平成○年度に実施機関に提出した口頭意見陳述書及び口頭意見陳述書の経緯が分かる書類の提示を求めたものと解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、実施機関は、平成○年度から本件請求日までに審査請求人から口頭意見陳述書を受領しておらず、そのため口頭意見陳述書の経緯が分かる書類も保有していないとのことである。

イ 審査請求人は、審査請求書に口頭意見陳述書を添付しており、実施機関に提出したと主張するが、審査請求人が実施機関に口頭意見陳述書を提出した事実について、明確に証明する客観的な証拠を示していないことから、審査請求人の意見は採用できない。

ウ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和 元年 5月24日	諮問
令和 3年 5月13日	審議 (第133回審査会)
同 年 7月15日	審議 (第135回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長